

独立行政法人の次期中期目標・次期中期計画の策定までの流れ（概要）

平成29年8～9月 独立行政法人の「業務・組織全般の見直し内容」等を総務省へ提出

○厚生労働大臣は、独立行政法人に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）における意見を踏まえ、独立行政法人の「中期目標期間見込評価書」及び「業務・組織全般の見直し内容」を作成。（独立行政法人通則法（以下「法」という。）第32条第1項第2号、第35条第1項）

○これらについて、総務省独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）に通知。【参考資料4～5】（法第32条第4項、第35条第2項）

平成29年9～12月 総務省独立行政法人評価制度委員会の審議・決定

○委員会において、「中期目標期間見込評価書」及び「業務・組織全般の見直し内容」を審議し、「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」を決定。【参考資料6】（12月4日）



平成29年12月～平成30年3月 独立行政法人の次期中期目標・次期中期計画の策定

○厚生労働大臣は、委員会決定を踏まえ、法人の次期中期目標案を作成し、有識者会議において意見聴取の後（1月）、次期中期目標案を総務省に送付。

⇒委員会において審議予定。（2月）

○厚生労働大臣は、委員会の意見聴取後、財務大臣と協議し、次期中期目標を確定して独立行政法人に付与し、次期中期計画の作成を指示（2月）。独立行政法人は次期中期計画を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、財務大臣との協議後に次期中期計画を認可（3月）。（法第29条、第30条）

参 照 条 文

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）（抄）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 剰余金の使途
 - 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 中期目標管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

参 照 条 文

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）（抄）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。